大田区ひとり親家庭等ホームヘルプサービス事業委託プロポーザル募集要領

1　実施概要

（1）件　名

大田区ひとり親家庭等ホームヘルプサービス事業委託

（2）業務内容

別紙「仕様書（案)」のとおり

（3）契約期間

令和９年４月１日から令和10年３月31日まで

（4）事業費上限額

①現年度契約金額：39,275,251円（消費税含む）

※予定数量　負担区分Ⅰ　3,930時間
負担区分Ⅱ　2,750時間
負担区分Ⅲ　1,232時間
負担区分Ⅳ　108時間
負担区分Ⅴ　９時間

②令和９年度予算額：未定

※予定数量　負担区分Ⅰ　2,208時間
負担区分Ⅱ　2,028時間
負担区分Ⅲ　528時間
負担区分Ⅳ　72時間
負担区分Ⅴ　24時間

※最低制限価格の設定あり

（5）選定方式

公募型プロポーザル方式による選定

2　プロポーザルの目的

ひとり親家庭等が安心して子育てをしながら自立した生活ができる環境を整えることを支えるべく、育児・家事援助のサービスを行う事業である。

年間を通じて本事業の運営を効率的かつ効果的に行うためには、豊富な実績やノウハウが必要不可欠である。加えて、区民からの様々なニーズ対応や事態への対応力も重要となる。

これらの要件を満たす事業者を広く募り、最適な事業者を選定するため、公募型プロポーザルを実施する。

3　参加資格要件

本プロポーザルの参加に当たっては、次に掲げる各号全ての要件を備えていることを条件とする。

（１）地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の４第１項の規定に該当しないこと。
（２）大田区競争入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止期間中でないこと。
（３）法人及びその役員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成３年法律第 77 号)第２条に掲げる暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う者ではないこと。
（４）大田区契約関係暴力団等排除措置要綱に基づく排除措置期間中ではないこと。
（５）次のいずれかの法人であること
ア 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 22 条に規定する社会福祉法人
イ 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 39 条に規定する医療法人
ウ 特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第７号）第２条に規定する特定非営利活動法人
エ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）第２条第１号又は第４号に規定する法人
オ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）第２条第１号又は第３号に規定する法人
カ 農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）に規定する農業協同組合及び農業協同組合連合会並びに消費生活協同組合法（昭和 23 年法律第 200 号）に規定する消費者生活協同組合及び消費者生活協同組合連合会
キ 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第２条第１号に規定する会社
ク 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）第３条第４号に規定する企業組合
（６）法人税、法人事業税、消費税、地方消費税、所得税、個人事業税、特別区民税等を滞納していないこと
（７）法人の本店、支店が東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県のいずれかに所在すること。
（８）プライバシーマーク付与事業者、情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)適合性評価の認証取得事業者又はこれらと同程度の資格を有する事業者であること。
（９）会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立て又は破産法(平成 16 年法律第 75 号)に基づく破産手続開始の申立てがなされている者ではないこと。
(10) 政令市、中核市または特別区を委託者とし、本委託内容に係る業務、または類似した業務を受託した実績があること。

(11) 共同企業体を構成することは不可とし、単体企業で参加申込書を提出することが可能であること

4　スケジュール

選定スケジュールは以下のとおり。

※変更の場合あり

5　参加手続き

（1）参加申込書及び必要書類の提出

本プロポーザルに参加しようとする事業者は、次の「6 提出書類等」について、期限までに提出すること。

（2）質問及び回答

質問がある場合は、様式9_質問書を「11 問合せ先・提出先」に記載の担当宛に電子メールにて提出すること(窓口・電話・ＦＡＸでは受け付けない)。

（3）辞退

提案を取り下げる場合は、様式10_辞退届を提出すること。

6　提出書類等

（1）提出書類

別紙「提出書類等一覧」のとおり

（2）提出部数等

No	内容	実施予定・締切り等
1	区ホームページ掲載後、公募開始	令和８年 11 月 13 日(金)
2	質問締切り	令和８年 11 月 24 日(火) 15 時まで
3	質問回答メール送付※HP にも公表	令和８年 11 月 30 日(月) 17 時まで
4	参加申込書・必要書類提出締切り	令和８年 12 月 11 日(金) 12 時まで
5	一次審査(書類審査)結果通知	令和８年 12 月 21 日(月)
6	二次審査(プレゼンテーション審査)	令和９年１月７日(木)午後
7	選考結果の通知	令和９年１月 13 日(水)予定

ア　参加申込書（紙媒体）１部

イ　正本（紙媒体）１部

任意の表紙・背表紙を作成し、別紙「提出書類等一覧」２～９の原本を添付すること。

ウ　副本（紙媒体）8部

任意の表紙・背表紙を作成すること。なお、副本は選定用に使用する

ため、ロゴ等を含め事業者名が特定されないようにすること。

（３）作成方法

提出書類は表紙・背表紙を除き、可能な限り両面印刷で作成し、各ページの下中央部に通し番号を付すこと。また、提出書類一式は（１）提出書類の記載順にフラットファイル等に綴り、インデックス等を付して書類の種類が判別できるようにすること。なお、ページを横長とする場合は、用紙の上を左にすること。

（４）提出期限・提出方法等

参加申込書及び正本・副本は、令和８年12月11日（金）12時までに、こども未来部子育ち支援課子育ち支援担当（児童育成）に持参すること（大田区役所３階24番窓口）。

（５）その他

作成に要した費用は参加者の負担とする。また、提出書類は返却しない。

7　選定方法

選定は、「大田区ひとり親家庭等ホームヘルプサービス事業委託事業者選定委員会設置要綱」で定める選定委員会が次のとおり行う。

（１）一次審査(書類審査)及び二次審査(プレゼンテーション審査)で選定する。

（２）一次審査は、提出書類について応募内容の審査を行い、上位２～３社を一次審査通過事業者とする。

（３）二次審査は、プレゼンテーション及び質疑応答による審査を行う。なお、二次審査の参加者は、事業者ごとに３名までとする。また、当日新たに追加の資料を配布することは禁止とする。その他、二次審査の詳細は一次審査通過事業者に通知する。

（４）一次審査及び二次審査の総合計点の最も高い者を順位第１位の優先交渉権者として本業務の委託契約の締結交渉を行う。ただし、順位第１位の者が応募資格を喪失した場合、または契約締結を辞退した場合は順位第２位の者を交渉権者とする。なお、得点が同点となる者が２者以上あるときは、選定委員会の合議により順位を決定する。

（５）審査結果は大田区契約担当課に本業務の委託について推薦する事業者を選定するものであり、契約決定は契約担当課において行う。

8　審査基準

審査に当たっては、以下の審査基準を踏まえ総合的に判断し選定を行う。

（１）一次審査※評価点、配点、採点割合は非公開です

No	項目	審査内容
1	信頼性・ 事業者適性	事業の目的・背景の理解度、事業者の特性の活用度

2	業務受託実績	ひとり親家庭等ホームヘルプサービス事業等の受託実績
3	業務執行体制	事業の実施体制、人員配置計画
4		区との連絡体制、作業報告の方法等の確立度
5		ホームヘルパーの登録者数・人材確保
6		サービス利用料の徴収方法
7		利用者からの顧客満足度を測る取組み等
8	教育・研修	業務従事者及びホームヘルパーへの教育・研修体制
9	安全管理体制	守秘義務等個人情報保護の考え方や実施体制
10		個人情報保護等に関する業務従事者及びホームヘルパーへの研修体制
11		トラブル発生時の体制や対応策
12		ホームヘルパー現場での虐待等緊急時の体制や対応策
13	見積金額	事業費上限額と見積金額との採点評価

（2） 二次審査※評価点、配点、採点割合は非公開です

No.	評 価 項 目	評 価 基 準
1	プレゼンテーション	ノウハウを活かした創意工夫や独自性、意気込み等について、プレゼンテーションを通して十分に伝えることができたか。
2	質疑応答	選定委員の質問等に対する回答は、適切なものだったか。
3	全体評価	一次・二次審査を通じて、説明に矛盾がなく、本業務を確実に実施できるか。

9　欠格事由

参加者が以下の要件に該当する場合は、審査・契約の対象から除外する。

なお、参加申込書等受付後に、欠格事由に該当することが判明した場合は、当該応募者に対して書面によりその旨通知する。

（1）参加資格要件を満たさなくなった場合

（2）本募集要領に定める手続きを遵守しない場合

（3）提出書類等に虚偽の記載等があった場合

（4）見積金額について、区が設定した額を上回る場合

10　契約調整

仕様書及び優先交渉権者の企画提案書等の記載事項を元に、大田区契約事務規則に基づき契約を締結する。

企画提案書等に記載され、選定で評価した項目については、原則として契約時の仕様に反映するものとする。ただし、本業務の目的達成のため、必要最低

限の範囲において契約予定業者との協議により契約締結段階において項目を追加、変更及び削除を行うことがある。

また、これにより見積額を超えない範囲で、契約内容及び契約額等の調整を行うことがある。

11　問合せ先・提出先

住所	〒144-8621　大田区蒲田五丁目 13 番 14 号　本庁舎３階
所属名	大田区こども未来部子育ち支援課
担当者	子育ち支援担当（児童育成）　佐藤・玉川
電話	03-5744-1274
メール	kod-ko@city.ota.tokyo.jp